

文教大学東京あだち校舎学友会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、文教大学の教旨に則り学風を振起し、自治精神の高揚に資する。併せて、会員の福祉親睦を図ることをもって目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、文教大学東京あだち校舎学友会と称し、事務所を東京都足立区花畑 5-6-1の文教大学東京あだち校舎内に置く。

(会員の資格)

第3条 本会は、国際学部・経営学部の全学生をもって会員とする。

2 越谷校舎・湘南校舎の学生であって、第7章に定める東京あだち校舎のクラブ等に所属している場合は、会員と同等とみなすことがある。

第2章 会員の義務及び権利

(会員の義務)

第4条 会員は、会則の定めるところにより、学友会費納入の義務を負う。学友会費は別表1に定める。

2 会員は、本会会則に従わなければならない。

(会員の権利)

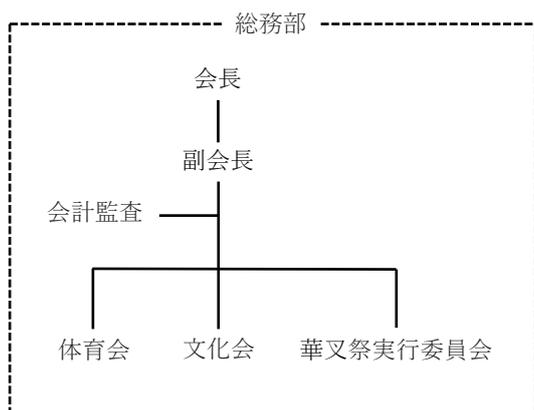
第5条 会員は、総務部三役及び会計監査、選挙管理委員を選出する権利と被選挙権を有する。

2 会員は、総会において、発言・議決の権利を有する。

第3章 組織

(組織)

第6条 本会の執行組織は次のとおりである。



第4章 総会

(総会の構成及び権限)

第7条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

(総会審議事項)

第8条 総会では、少なくとも1週間前に提示された議案書に基づき、次のことを審議する。

- (1) 活動結果報告と活動計画案
- (2) 予算・決算案
- (3) 会則改正案
- (4) その他、必要と認められた事項

(総会の召集及び運営)

第9条 総会は、会長が召集し、その運営は総会運営細則に則り行う。

(定期総会)

第10条 定期学友会総会は、年2回これを召集する。

(臨時総会)

第11条 会長は、次の場合臨時総会を召集する。

- (1) 全会員の4分の1以上が要求した場合
- (2) 定期総会が流会した場合
- (3) 執行組織が要求した場合

(総会の成立及び議決)

第12条 総会は、全会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は、出席者の過半数による。ただし、流会の場合は、その日より30日以内に臨時総会を開くものとする。

(委任状)

第13条 委任状は、総会議題が全会員に提示された後に総会議長あてに提出することができる。

第5章 総務部

(総務部の構成)

第14条 総務部は、全会員により選挙された三役と、会長の任命による役員でこれを構成する。ただし、三役とは会長1名、副会長2名、財務局長1名を指す。

(総務部の任務)

第15条 総務部は、学友会最高執行機関であり、一般執

行事務の他、次の任務を行う。

- (1) 総会議案の提出
 - (2) 予算案・決算案の作成
 - (3) その他、会長が必要と認めた事項
- (総務部役員の任務)

第 16 条 総務部役員は、次の任務に当たる。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を掌握する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が会務を行うことができない場合は会務を代行する。
 - (3) 各局員は局務を掌握・遂行する。
- (三役の任期)

第 17 条 総務部三役の任期は、選出されてから次年度の後期総会までとする。ただし、再任をさまたげない。

(三役の解任)

第 18 条 総務部三役は次の場合解任される。

- (1) 全会員の 1/4 以上が連署により解任請求した場合
全学投票にかけられる。この全学投票は、全会員の 2/3 以上の投票で成立し、有効投票の過半数が解任を示した場合、解任される。
- (2) 総務部三役が辞任の意思を表明した場合、総務部が辞任を認めることができる。
- (3) 総務部役員が辞任の意思を表明した場合、会長の承認により、辞任を認めることができる。

(三役の補充、代行)

第 19 条 三役及び役員の補充、代行については次の通りとする。

- (1) 解任もしくは辞任によって生じた欠員は補充することができる。その際の選出の方法は選挙管理委員会細則に準ずる。
- (2) 新役員選出までの期間、総務部の承認を得た者が、代行を務めることができる。

(局の任務)

第 20 条 総務部には次の局を置き、局長をたてる。総務部役員はいずれかの局に属し、局務を遂行する。また局長は局務に関して責任を負う。

- (1) 財務局
 - ア 予算・決算案と報告書の作成
 - イ 各団体への予算の支給・監査

ウ 経理事務

(2) 総務局

ア 総会議事録の作成・保管ならびに会員に対する公開

イ 総会の決定事項や総務部の活動に関連する広報活動

ウ 学内・学外との交渉

(3) 企画局

ア 本会の目的達成のための行事の企画・立案

イ 企画行事の運営ならびに情宣活動

ウ その他必要と認められた企画活動

第 6 章 体育会・文化会・華又祭実行委員会

(体育会・文化会)

第 21 条 体育会・文化会は、公認団体の部員をもって構成し、部活動を通し本会の目的の達成を図る。ただし、公認団体の定義は第 7 章 第 23 条に定める。

(華又祭実行委員会)

第 22 条 華又祭実行委員会は、本会会員をもって構成し、東京あだち校舎における学園祭を運営する。ただし、華又祭実行委員会運営規約は別に定める。

第 7 章 公認団体・公認サークル

(公認団体の定義)

第 23 条 体育会・文化会の規約に従って加盟を公認された部を公認団体とする。

(公認サークルの定義)

第 24 条 所定の手続きを行い、学友会会長により、設立・継続を認められた団体を公認サークルとする。

(公認団体・公認サークルの義務)

第 25 条 毎年度、総務部総務局に設立・継続の手続きを届け出る義務を有する。

(公認団体・公認サークルの権利)

第 26 条 公認団体、公認サークルは次の権利を有する。

- (1) 学内において勧誘期間中に勧誘活動を行う権利
- (2) 学内の施設を優先的に使用する権利

2 公認団体は、大学が定める課外活動表彰の選考を受ける権利を有する。

(公認サークルの設立)

第 27 条 公認サークルの設立には次の条件を満たさなければならない。

- (1) 10 名以上の構成員を必要とする。
- (2) 第 11 章 第 44 条に定める顧問を必要とする。
- (3) 所定の書類を提出し、会長の承諾を必要とする。
- (4) 校舎学生委員会の承認を受けることを必要とする。

(体育会・文化会への加盟)

第 28 条 体育会・文化会への加盟は、公認サークル結成後 1 年以上経過していることを必要とし、所定の手続きを行う。加盟の手続きについては、文教大学東京あだち校舎体育会規約・文教大学東京あだち校舎文化会規約にそれぞれ定める。

(廃部)

第 29 条 継続の手続きを行わなかった公認団体・公認サークルは廃部とする。また、継続の手続きを行う際、構成員が 5 名未満になった場合、公認団体・公認サークルは廃部とする。ただし、公認団体・公認サークルの廃部に関し、総務部・体育会本部・文化会本部が別に認めた場合はこの限りではない。

第 8 章 会計

(会計)

第 30 条 本会の会計は、次による。

- (1) 会則に定められた会費
- (2) 寄付金
- (3) 援助金
- (4) 事業収入・その他

(会費)

第 31 条 現行の会費を変更するには、会計細則の定めによる。

(納入)

第 32 条 会費は、総務部に納入する。

(支給手続き)

第 33 条 華又祭実行委員会及び各公認団体の支給はそれぞれの代表・財務責任者に総務部財務局より支給する。

2 前期総会において予算案の承認を得ることができなかった場合は、前年度予算の 3 割を限度に支給し、後期総会

において補正する。

(支給の停止)

第 34 条 会計監査は、団体の日常の会計業務に著しく不備があった場合、その団体に対して次の処分のいずれかを下すことができる。この処分は必ず従わなければならない。

- (1) その年度予算全額の返金
- (2) 来年度予算の支給停止

(会計年度)

第 35 条 本会会計年度は 4 月 1 日をもって始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計及び会費に関する事項)

第 36 条 会計及び会費の詳細に関する事項は、会計細則でこれを定める。

第 9 章 会計監査

(会計監査の構成及び選出)

第 37 条 会計監査は、全会員により 2 名選出される。

(会計監査の任務)

第 38 条 会計監査は、学友会の会計監査を行う。

(会計監査員の任期)

第 39 条 会計監査の任期は、選出されてから次年度前期総会までとする。

(会計監査及び会計監査報告)

第 40 条 会計監査は、必要に応じて随時行い、該当団体に対して助言する。

2 監査報告は、次年度前期学友会総会にて行う。

(会計監査に関する事項)

第 41 条 投票の方法その他選挙に関する事項は、会計監査細則でこれを定める。

第 10 章 三役及び会計監査の選挙管理

(選挙管理)

第 42 条 三役及び会計監査の選挙管理は、総務部総務局が行う。

(選挙に関する事項)

第 43 条 業務の詳細に関する事項は、選挙管理細則でこれを定める。

第11章 顧問

(顧問)

第44条 華又祭実行委員会・体育会本部・文化会本部及び各公認団体、各公認サークルは、本学の専任教員を顧問とし学長が委嘱する。

第12章 改正

(改正)

第45条 会則及び細則の改正には、総会での過半数の承認を必要とする。

附 則

本会則は令和3年4月1日より施行する。

本会則は令和7年4月1日より改正施行する。

総会運営細則

(前文)

第1条 本細則は、文教大学東京あだち校舎学友会会則第4章第9条により、総会運営の方法を定めるものとする。

(総会の成立)

第2条 総会は、全会員の過半数の出席をもって成立とする。ただし当日の出席者と、当日までに提出された委任状の総数の合計が、全会員の過半数に達していなければならない。

(議長及び書記)

第3条 出席者の中より、議長1名、書記1名を選出する。選出の方法は、立候補を募り、立候補者がない場合は会長がこれを指名し、本人の承諾を得たうえで決定とする。議長及び書記は原則として発言権・議決権を持たない。

(議長の任務と権限)

第4条 議長は、議事の進行に責任を持つ。また議長は、会の進行を妨害する者に対して、退場を命じることができる。

(書記の任務)

第5条 書記は、議事が終了後次第、議事録を読み上げる。

(発言)

第6条 総会での発言は、議事に関する質疑と応答を中心とし、それ以外の発言には議長の承認を必要とする。

(議題)

第7条 総会で審議・議決される議題は、原則として1週間前までに提示された議題のみとする。

附 則

本細則は令和3年4月1日より施行する。

会計細則

(前文)

第1条 本細則は、文教大学東京あだち校舎学友会会則第8章第31条及び第36条により、学友会の会計及び会費の詳細を定めるものとする。

(会計定義)

第2条 学友会会則及び細則における会計とは学友会全体の財務業務のことを指す。

(会費の返金)

第3条 一度納入された学友会費は、原則として返金されない。ただし、勘案に値する特段の理由がある場合に限り、会長の承認を経て全額または一部の返金が認められる。

(会費の変更)

第4条 現行の会費を変更するには、会則改正と同様の手続きを必要とする。

(会計・財務の責任)

第5条 総務部は、学友会の会計について責任を負わなければならない。また、各団体の財務業務はそれぞれの団体が責任を負わなければならない。

(団体財務責任者及び副責任者)

第6条 学友会予算が使われる全ての団体は財務責任者を置かななければならない。また、財務責任者は副責任者を1名以上選出しなければならない。副責任者は、財務責任者の指導のもと会計業務の補助を行い、必要な知識及び実務を習得するものとする。財務責任者がやむを得ず職務を遂行できない場合、副責任者はその職務を一時的に代行することができる。

(団体役員の兼任)

第7条 財務責任者・副責任者と代表者・副代表者の兼任は認めない。

(団体財務責任者の任期)

第8条 財務責任者の任期は1年とし、再任は認められない。ただし、適任者がいない場合に限り、総務部の承認を得た上で1回に限り再任を認める。

(団体財務の引継ぎ)

第9条 財務責任者は、任期満了前に引継ぎを行い、次期財務責任者が円滑に業務を遂行できるよう努めなければならない。引継ぎが適切に行われなかった場合、総務部は財務責任者に対し、必要な情報提供を求めることができる。

(予算折衝及び会計監査)

第10条 予算折衝または会計監査を行う際は、財務責任者と副責任者の出席を必要とし、参加人数は2名以上とする。ただし、やむを得ず出席できない場合は、代理人を立てることができる。代理人は、当該団体の役員または会計経験者、または会計処理に関与した者でなければならない。

(提出書類の不備に対する措置)

第11条 決算書その他の提出書類に不備がある場合、総務部は当該団体に対し、修正を求めることができる。軽微な誤記については、指導の上、一定の猶予期間を設けるものとする。次の場合、総務部は当該団体の予算減額または返金命令を行うことができる。

- (1) 決算書や各種関連書類に関して、一定期間を超えた提出遅延が認められた場合
- (2) 重大な不備(虚偽記載、不正経理、予算目的外使用など)が認められた場合

返金命令を受けた場合、当該団体は受け入れなければならない。

(公的資金と私的資金の管理)

第12条 部活動が部費等を徴収し、私的資金(部員からの集金や自主財源等)が発生する場合、公的資金(総務部財務局から配分された予算)と明確に区別しなければならない。資金管理の透明性を確保するため、公的資金用及び私的資金用の通帳をそれぞれ開設し、分別管理を徹底するものとする。公的資金と私的資金を混同した場合、当該資金の出所が明確であったとしても、原則全額を公的資金として取り扱う。ただし、やむを得ない理由により一時的に公的資金と私的資金を統合せざるを得ない場合、次の条件を満たした場合に限り、1年間の管理を認めるものとする。

- (1) 事前に総務部へ報告を行い、総務部担当会計者及び

財務局長の承認を得ている。

- (2) 当該資金の流れを明確に記録し、監査時に説明できるよう管理していると認められる。

(会費による購入物品の管理)

第13条 会費で購入した物品(以下「購入物品」)は、当該団体に対して総務部が認めた活動目的に従って、適切に管理しなければならない。

(会費による購入物品の処分)

第14条 購入物品に関して、総務部の許可なく売却、譲渡、私物化することを禁止する。購入物品を処分する場合は、次の手続きを経なければならない。

- (1) 処分申請書の提出:
処分の理由、物品の詳細、処分方法を記載した申請書を学友会に提出する。
- (2) 審査・承認:
総務部が審査を行い、処分の可否を決定する。必要に応じて備品監査を実施する。
- (3) 処分完了報告書の提出:
総務部が承認した方法(リサイクル、寄付、廃棄など)で処分を行い、処分完了報告書を提出する。

これに違反した場合、総務部財務局は1年間、当該団体の予算を配分しない。加えて、当該団体は総務部に対して購入相当額の返金義務を負う。

(新規部活動の初年度予算)

第15条 新規に部活動へ昇格する団体の初年度の予算は、「1,000円×部員数」とし、上限を5万円とする。初年度の予算執行状況については、総務部財務局が監査を行う。適正と認められた場合、次年度からは学友会予算規定に基づいた通常の前年度予算算定を適用する。

附 則

- 本細則は令和3年4月1日より施行する。
本細則は令和7年4月1日より改正施行する。
本細則は令和7年7月1日より改正施行する。

学友会予算規定

(前文)

第1条 本学友会では、年度ごとの予算配分を公平かつ透

明性のある方法で行うことを目的とし、次の方針に基づいて各団体への予算配分を決定する。

(予備予算)

第2条 各年度の予算配分に関して、全体予算の一部を予備予算として確保する。この予備予算は、次の目的で使用する。

- (1) 特別な事情により追加支援が必要と認められた団体への補助
- (2) 優れた活動実績をあげた団体への報奨金
- (3) 当年度予算の配分完了後に昇格が認められた部への配分予算

(配分調整基準)

第3条 予備予算を除いた残りの予算に関しては、次の要素を総合的に判断した上で調整を行う。

- (1) 前年度の予算配分額
- (2) 前年度の活動内容及び実績
- (3) 前年度の予算使用状況及び使途の明確さ
- (4) 活動報告・会計報告の提出状況及び内容の正確性
- (5) その他、特別に考慮すべき事項

この調整により、適正かつ責任ある予算運用を促し、団体の成長を支援する。各団体への配分結果及び調整理由については、配分決定後に各団体へ説明を行い、透明性の確保に努める。

附 則

本規定は令和7年7月1日より施行する。

会計監査細則

(前文)

第1条 本細則は、文教大学東京あだち校舎学友会会則第9章 第41条により、会計監査の方法及び会計監査の業務の詳細を定めるものとする。

(会計監査の指導)

第2条 学友会予算の使われる全ての団体は、会計監査の助言に従わなければならない。

(領収書の保存)

第3条 会計監査が認めるのは、原則として領収書のある金額のみである。ただし、礼金・交通費など領収証の取れ

ないものに関してはこの限りではない。

附 則

本細則は令和3年4月1日より施行する。

本細則は令和7年4月1日より改正施行する。

選挙管理細則

(前文)

第1条 本細則は文教大学東京あだち校舎学友会会則第10章 第43条により、三役及び会計監査の選挙管理業務の詳細を定めるものとする。

(担当組織)

第2条 選挙管理は、総務部総務局が担当する。なお、総務局長が委員長を兼務する。第1回目の召集時に、委員長1名、書記1名を選出する。

(被選挙権)

第3条 東京あだち校舎に在学する全学生を対象とする。

(公示)

第4条 当委員会は選挙日程、立候補者名を1週間前に公示する。

(立候補の方法)

第5条 立候補は、当委員会が作成した届出用紙を提出する。

(立候補届出の期間)

第6条 立候補届出期間は、原則として1週間とする。

(選挙運動)

第7条 選挙運動は、当委員会に許可された事柄のみとする。授業その他の大学関係行事を妨げてはならない。掲示物に関しては、掲示等に関する内規を遵守する。

(選挙違反)

第8条 選挙運動違反者は、当該年度の選挙権及び被選挙権を剥奪される。

(投票の方法)

第9条 投票は無記名投票で、当委員会の作成した投票用紙と投票箱にて行う。投票用紙と投票箱は、選挙期間中、当委員会の責任において管理する。

(信任投票)

第10条 対立候補のない場合の投票は、信任投票とし、

有効投票数の3分の2以上の支持により当選とする。

(無効票)

第11条 投票において、欄外記入は無効とする。無記入は棄権とみなし、有効票には数えない。

(開票)

第12条 開票は投票期間の最終日に、当委員の過半数出席のもとに行う。その結果を後期総会で公示する。

(選挙の成立)

第13条 選挙は有効投票数が全会員の過半数に達した時成立する。

(選挙の不成立)

第15条 選挙が成立しなかった場合、及び当選者がなかった場合は、直ちに当委員会を召集し、再選挙について検討する。

附 則

本細則は令和3年4月1日より施行する。

別表1

2021年4月1日から	24,000円
-------------	---------